

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所 児童デイサービス

運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が設置する社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所児童デイサービス（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援事業の児童発達支援（以下、「通所支援事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、通所支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児（以下、「児童」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な通所支援事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 1 事業所は、児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 通所支援事業の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、児童の保護者の所在する市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称名：障害者総合支援法）に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、通所支援事業を提供するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所 児童デイサービス
- (2) 所在地 福岡県飯塚市長尾911番地1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（児童発達支援管理責任者兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令等に基づく基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1人（管理者兼務）

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、当該児童及びその保護者の生活に対する意向、総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画（以下、「支援計画」という。）を作成し、保護者に説明・同意を得た上で交付する。支援計画作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、当該児童について解決すべき課題を把握し、少なくとも6ヶ月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、当該児童の心身の状態、そのおかれている環境等を的確に把握し、当該児童又はその保護者に対し相談に適切に応じるとともに、必要

な助言その他の援助を行う。さらに、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 保育士または児童指導員 2人以上

支援計画に基づき児童の自立の支援と日常生活に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

午前9時30分から14時30分までとする。

(通種支援事業を提供する主たる対象者)

第6条 通所支援事業を提供する主たる対象は、次のとおりとする。

障がい児（身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい児を含む。））

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

10名

(通所支援事業の内容)

第8条 通所支援事業で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

(イ) 集団生活適応訓練

(ウ) 機能訓練

(エ) 創作的活動

(オ) 相談業務

(カ) 介護方法の助言

(キ) 健康相談

(3) 介護サービス

更衣、排せつ等の身体介助

(4) 送迎サービス

当該児童の居宅等と事業所との間の送迎

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われる。支援において、5領域（「健

康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の「個別支援計画」等において5領域とのつながりを明確化した上で提供するものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 通所支援事業を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として当該児童の保護者等から受領した額以外については、各市町村から法定代理受領するものとする。

2 次に定める費用については当該児童の保護者から徴収するものとする。

日常生活において通常必要となるものに係る経費であって当該児童の保護者に負担させることが適当とみられるものの実費

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該児童の保護者に対し、サービス内容及び費用について説明を行い同意を得るものとする。

4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を保護者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業者は、当該児童の保護者の依頼を受けて、当該児童が同一の月に他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けたときは、当該児童が当該同一の月に受けた他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定するものとする。この場合において、他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該児童の保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、飯塚市、嘉麻市、桂川町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 当該児童の保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意することとする。

(1) 伝染性疾患、慢性疾患等患者で、特別な注意が必要な当該児童の保護者は管理者に対してあらかじめ申し出なければならない。

(2) 指定された日に利用できなくなった当該児童の保護者は、当日8時30分までに事業所へ連絡しなければならない。

(緊急時等の対応)

第13条 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに、当該児童の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、当該児童の保護者、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第14条 事業所は、その提供した通所支援事業に関する当該児童の保護者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第15条 事業所は、非常災害等に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備しそれらを従業者に周知するとともに、定期的に避難、消火その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第16条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待の防止のための指針を整備する
- （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- （4）上記措置を適切に実施するために担当者を配置する

（身体拘束等の適正化の更なる推進のための措置に関する事項）

第17条 事業所は、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、以下の措置を講じるものとします。

- （1）身体拘束の適正化の更なる推進のための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）身体拘束等の適正化の更なる推進のための指針を整備する。
- （3）従業者に対し、身体拘束等の適正化の更なる推進のための研修を定期的実施する。
- （4）上記措置を適切に実施するために担当者を配置する。

（個人情報の保護）

第18条 事業所は、その業務上知り得た当該児童又はその家族等の情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業者は、その業務上知り得た当該児童又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た当該児童又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約の内容として明記する。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、当該児童及びその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得るものとする。

（その他運営についての留意点）

第19条 事業所は、適切な通所支援事業が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- （1）採用時研修 採用後6か月以内
- （2）継続研修 年2回

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、当該児童に対する通所支援事業の提供に関する諸記録を整備し、当該通所支援事業を提供した日から5年間保存するものとする。

- 4 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(自己評価・保護者評価)

第20条 事業所は、年に1度、事業所内の自己評価・保護者評価についてアンケートを実施し、課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標を職員間で検討し、検討結果をホームページにて公表するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 「運営規定」（令和4年4月1日施行）は、令和6年3月31日をもって廃止する。

社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所 児童デイサービス

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者（法人）概要

名 称	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
代 表 者 氏 名	会長 渡辺 康臣
法 人 所 在 地	福岡県飯塚市柏の森956番地4
電 話 番 号	0948-23-2210
フ ァ ッ ク ス 番 号	0948-23-2262
設 立 年 月	平成18年 3月24日
法 人 の 他 の 事 業	① 特別養護老人ホーム筑穂桜の園（診療所を含む）の経営 ② 訪問介護事業の経営（総合事業を含む） ③ 居宅介護支援等事業の経営 ④ 通所介護事業の経営（総合事業を含む） ⑤ 地域包括支援センター事業 ⑥ ヤングケアラー訪問支援事業 ⑦ 認定調査事業（要介護・障害支援区分） ⑧ 障害福祉サービス事業の経営 ⑨ 障害児通所支援事業の経営 ⑩ 障害者相談支援事業の経営 ⑪ 地域支援事業 ⑫ 留学生受入事業 ⑬ 介護予防支援事業 ⑭ その他この法人の目的のため必要な事業

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定児童発達支援
事業所の名称	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会 筑穂支所 児童デイサービス
事業所の所在地	福岡県飯塚市長尾911番地1
連絡先	電話：0948-72-3220 FAX：0948-72-5275
管理者氏名	山本 陽子
児童発達支援 管理責任者	山本 陽子
定員	10人
指定年月日	平成24年 4月 1日
事業所番号	4055502530

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が設置する社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会筑穂支所児童デイサービス（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援事業の児童発達支援（以下、「通所支援事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、通所支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児（以下、「児童」という。）の意思及び人格を尊重し、児童の立場に立った適切な通所支援事業の提供を確保することを目的とします。
運営方針	① 事業所は、児童が生活能力の向上のために日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応して社会との交流を図ることができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。 ② 通所支援事業の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、当該児童の保護者の所在する市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称名：障害者総合支援法）」に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。 ③ 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、通所支援事業を提供するものとします。

4. 通常の事業の実施地域

飯塚市、嘉麻市、桂川町

5. 営業時間とサービス提供時間

営業日 及び 営業時間	月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。 8時30分から17時
サービス提供日 及び サービス提供時間	月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。 9時30分から14時30分

6. 職員の体制

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、通所支援事業を提供する従業者として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	業務内容
管 理 者	常勤1名（児童発達支援管理責任者兼務） 管理者は、職員の管理、通所支援事業の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている通所支援事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤1名（管理者兼務） 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画（以下、「支援計画」という。）を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する児童に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、児童及びその保護者に対し、その内容等について説明を行います。
保 育 士	4名 支援計画に基づき児童に対し適切に指導等を行います。
児童指導員	1名 支援計画に基づき児童に対し適切に指導等を行います。

7. サービスの内容

- （1）基本事業（日常生活訓練、集団生活適応訓練、機能訓練、創作的活動、相談業務、介護方法の助言、健康相談）
- （2）介護サービス
- （3）送迎サービス

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。支援において、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の「個別支援計画」等において5領域とのつながりを明確化した上で提供します。当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し説明を行い、保護者の同意をいただきます。

8. 利用料金

- （1）障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます。（利用者負担額という。）
なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
- （2）次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。
 - （ア）食事を希望する利用者に限っては食事代として、1食あたり350円

(イ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担していただくことが適当とみられるものの実費

※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該児童の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。

※(1) から(2) までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を保護者に対し交付するものとします。

(3) 利用料金は、1 ヶ月ごとに計算して請求しますので、毎月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

① 金融機関からの自動引き落とし

② 指定口座への振込み 飯塚信用金庫 新飯塚支店 普通預金 1194993
社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会

③ 当事業所の窓口で現金支払い

9. サービス利用に当たっての留意事項

(1) 当該児童の保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の児童の保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

(2) 利用予定日の前営業日 17 時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただきます。

(3) サービス利用の変更や追加は当該日の利用状況によりお受けできないことがあります。

(4) 「受給者証」の記載内容の変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。また、当事業所より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 送迎時など、ペットが歩行の妨げになったり、飛び出したり、噛みついたりすることがないように安全管理をお願い致します。

万が一、ペットが噛みつく等の事故が発生した場合、治療費の請求をお願いする場合があります。

(6) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く

② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

注）各個人の疾病・疾患等による不可抗力の場合を除きます。

10. 虐待の防止について

事業所は、利用児童等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

①虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者	山本 陽子
虐待防止に関する責任者	介護保険課課長	多田 明光

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 緊急時の対応

当事業所は、現に通所支援事業の提供中に当該児童の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、当該児童の保護者、管理者に報告するものとします。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平 時 の 訓 練	別途定める消防計画書に従い、年に2回以上避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防 火 管 理 者	松本 高志

13. 児童及び保護者への記録や情報の管理、開示

事業所は、関係法令に基づいて、当該児童の記録や情報を適切に管理し、当該児童の保護者の求めに応じてその内容を開示します。

14. 秘密の保持

事業所の従事者は、業務上知りえた当該児童又はその家族等の秘密を保持します。

また、事業者は、従事者であった者に業務上知り得た当該児童又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

15. 苦情等の受付について

(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

当事業所 受 付 窓 口	担 当 者	管理者 山本 陽子
	責 任 者	介護保険課課長 多田 明光
	受 付 日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
	受 付 時 間	8時30分から17時
	電 話 番 号	0948-72-3220
	F A X 番 号	0948-72-5275

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

飯 塚 市 役 所 社会・障がい者福祉課	所 在 地	福岡県飯塚市立岩5番5号
	受 付 日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
	受 付 時 間	8時30分から17時15分
	電 話 番 号	0948-22-5500

	F A X 番 号	0948-21-6356
嘉 麻 市 役 所 社 会 福 祉 課 障がい者福祉課	所 在 地	嘉麻市岩崎1180番地1
	受 付 日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
	受 付 時 間	8時30分から17時15分
	電 話 番 号	0948-42-7458
	F A X 番 号	0948-42-7091
	メールアドレス	shogai@city.kama.lg.jp
桂 川 町 役 場 健康福祉課 福祉係	所 在 地	嘉穂郡桂川町大字土居361番地
	受 付 日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
	受 付 時 間	8時30分から17時15分
	電 話 番 号	0948-65-0001
	F A X 番 号	0948-65-0078
	メールアドレス	fukushi@town.keisen.fukuoka.jp
福 岡 県 運営適正化委員会	所 在 地	〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 (社会福祉法人福岡県社会福祉協議会)
	受 付 日	月曜日から金曜日 (祝日を除く)
	受 付 時 間	9時から17時
	電 話 番 号	092-915-3511
	F A X 番 号	092-584-3354
	メールアドレス	soudan@fuku-shakyo.jp

16. 第三者委員

行政相談委員	高瀬 英一	0948-25-2337
行政相談委員	西原 真理子	0948-25-2461

17. 協力医療機関

医療機関の名所	内野内科クリニック		
医師名	内野 利昭		
所在地	福岡県飯塚市長尾 884 番地 22		
電話番号	0948-52-6600		
診療科	内科・小児科	入院設備	無

18. 事故発生時の対応

事業所は、事故が発生した場合は、速やかに医療機関等関係機関ならびに当該児童の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜(株)
- (2) 損害保険の種類 在宅サービス総合保障

19. 第三者評価

第三者評価は実施していません。

20. 自己評価・保護者評価

年に 1 度、事業所内の自己評価・保護者評価についてアンケートを実施し、課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標を職員間で検討し、検討結果をホームページにて公表いたします。

通所支援事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名称：社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会
筑穂支所 児童デイサービス

管 理 者 名：山本 陽子 印

説 明 者 名：

私は、本書面に基づいて事業所から通所支援事業の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児 童 名：

保護者住所：

保護者氏名：

(児童との続柄：)